

令和7年10月分定例保護費の「保護決定（変更）通知書」および、この「福祉事務所だより（臨時号）」は、基準改定等により、令和7年10月分以降の生活扶助基準額が変更となる可能性のある世帯にのみ送付しています。

基準改定により、10月以降の生活扶助基準が変更となります

令和7年10月の基準改定での主な変更内容は、生活扶助基準（特例加算・経過加算）の見直しです。ご自身の世帯が基準改定の対象かどうか、対象の場合に生活扶助基準がどのように変更となるかについては、担当ケースワーカーに確認をお願いします。

特例加算の増額

令和5年10月の見直しにより、臨時・特例的な措置として、世帯員1人あたり月額1,000円の特例加算が計上されていましたが、今回の基準改定により、以下のとおり増額となりました。

●改定後の特例加算額（月額・1人あたり）

居宅（持家・アパートに居住）等	1,500円（+500円）
入院患者・介護施設入所者	1,000円（変更なし）



経過加算の減額（1級地-2【青梅市内が該当】の場合のみ抜粋）

特例加算額が増額される一方、経過加算額は減額されました。1級地-2（青梅市内が該当）における令和7年10月以降の1人あたりの経過加算額（月額）は以下のとおりです。居住地が青梅市外の場合は級地が異なる場合があるので、担当ケースワーカーに確認をお願いします。

●改定後の年齢・世帯人数別の経過加算額（月額・1人あたり） ※括弧内は改定前の金額です。

年齢別	世帯人数別									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
0～2歳	0	0	0	0	1,340 (1,840)	360 (860)	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0 (30)	350 (850)	290 (790)
12～17歳	0	0	0	550 (1,050)	2,220 (2,720)	1,750 (2,250)	2,960 (3,460)	4,260 (4,760)	5,140 (5,640)	5,070 (5,570)
18・19歳	0	0 (50)	450 (950)	2,050 (2,550)	3,560 (4,060)	3,070 (3,570)	4,210 (4,710)	5,440 (5,940)	6,270 (6,770)	6,210 (6,710)
20～40歳	0	0 (50)	0	590 (1,090)	2,180 (2,680)	1,680 (2,180)	2,820 (3,320)	4,050 (4,550)	4,890 (5,390)	4,820 (5,320)
41～59歳	0	0 (50)	0	0	570 (1,070)	70 (570)	1,210 (1,710)	2,450 (2,950)	3,280 (3,780)	3,220 (3,720)
60～64歳	0	0 (50)	0	0	0 (110)	0	0 (120)	850 (1,350)	1,690 (2,190)	1,620 (2,120)
65～69歳	0	0	0	0	0 (380)	0	0 (370)	1,090 (1,590)	1,920 (2,420)	1,850 (2,350)
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	840 (1,340)	110 (610)	0	0	310 (810)	0 (240)	680 (1,180)	1,710 (2,210)	2,400 (2,900)	2,340 (2,840)



特例加算が増額となる一方、経過加算が減額となっているため、世帯状況によって、増額となる場合と減額となる場合があります。
ただし、改定後と改定前の加算額を比較して減額となる場合には、減額とならないよう措置され（改定前の加算額と同額に据え置かれ）ます。

裏面では、今回の基準改定に伴う加算額の算定例について紹介します♪

基準改定に伴う、加算額の算定例を3つ紹介します

下記の算定例は居住地が青梅市内（１級地－２）の場合です。ご自身の世帯が基準改定の対象かどうか、対象の場合に生活扶助基準がどのように変更となるかについては、担当ケースワーカーに確認をお願いします。



算定例①

青梅市内（１級地－２）のアパートで暮らす４人世帯の場合
・世帯状況（夫：４３歳、妻：３８歳、長男：１８歳、長女：１２歳）

生活基準 続柄・年齢 【年齢区分】		居宅 夫：４３歳 【４１～５９歳】	居宅 妻：３８歳 【２０～４０歳】	居宅 長男：１８歳 【１８・１９歳】	居宅 長女：１２歳 【１２～１７歳】	世帯全体の 加算額
改定後	特例加算	１，５００円	１，５００円	１，５００円	１，５００円	６，０００円
	経過的加算	０円	５９０円	２，０５０円	５５０円	３，１９０円
改定前	特例加算	１，０００円	１，０００円	１，０００円	１，０００円	４，０００円
	経過的加算	０円	１，０９０円	２，５５０円	１，０５０円	４，６９０円
基準改定による生活扶助基準額の増減の有無						+５００円

この世帯の場合、生活扶助基準額が月額５００円増加することになります。

算定例②

青梅市内（１級地－２）の持家で暮らす２人世帯の場合
・世帯状況（夫：７７歳、妻：６４歳）、夫は市内の病院に入院中（入院基準）

生活基準 続柄・年齢 【年齢区分】		入院 夫：７７歳 【７５歳以上】	居宅 妻：６４歳 【６０～６４歳】	世帯全体の 加算額
改定後	特例加算	１，０００円	１，５００円	２，５００円
	経過的加算	１１０円	０円	１１０円
改定前	特例加算	１，０００円	１，０００円	２，０００円
	経過的加算	６１０円	５０円	６６０円
基準改定による生活扶助基準額の増減の有無				０円（－５０円）



この世帯の場合、加算額が減額（－５０円）となりますが、改定前の加算額と同額に据えられるため、改定による生活扶助基準額の変更はありません。

算定例③

青梅市内（１級地－２）のアパートで暮らす３人世帯
・世帯状況（夫：３５歳、妻：３２歳、長女：１０歳）の場合

生活基準 続柄・年齢 【年齢区分】		居宅 夫：３５歳 【２０～４０歳】	居宅 妻：３２歳 【２０～４０歳】	居宅 長女：１０歳 【６～１１歳】	世帯全体の 加算額
改定後	特例加算	１，５００円	１，５００円	１，５００円	４，５００円
	経過的加算	０円	０円	０円	０円
改定前	特例加算	１，０００円	１，０００円	１，０００円	３，０００円
	経過的加算	０円	０円	０円	０円
基準改定による生活扶助基準額の増減の有無					+１，５００円



この世帯の場合、生活扶助基準額が月額１，５００円増加することになります。